



商 標 関 連 政 府 料 金 徴 収 標 準

1994年7月1日付公布、その後の1ヶ月から施行
2000年11月1日付改正公布、2001年1月1日施行
2003年11月26日付改正公布、同日から施行
2008年9月4日付第2条及第8条を改正公布、2008年8月26日施行
2010年12月27日付第2条、第4条及第8条を改正公布、2011年2月1日施行
2012年6月28日付「商標規費收費標準」に改正公布、2012年7月1日施行

第1条 本標準は、商標法（以下、「本法」と略称する）第104条第2項の規定により定められるものである。

第2条 登録出願における納付すべき料金は、次の通りである。

1、 商標または団体商標において、指定商品または指定役務の数を合計して計算した金額を徴収することとする。各区分に関する納付すべき料金の計算方法は次の通りである。

（1）第1～34類までの指定商品には、同一区分にある指定商品が20品目以下の場合、1区分につき、納付すべき料金が3,000元とされる。20品目を超過した場合は、納付すべき料金が1品目につき200元として加算される。

（2）第35～45類までの指定役務に関し、納付すべき料金が1区分につき3,000とされる。但し、第35類役務中の「特定商品の小売りサービス」について、役務が5つ目の超過した場合は、納付すべき料金が1役務につき500元として加算される。

2、 団体標章または証明標章に関し、1件につき納付すべき料金が3,000とされる。

本法第3条の規定に従って電子手段で出願をする場合は、納付すべき料金が、上記に定めた納付料から1件につき300元引き下げた金額をとされる。又、その全指定商品又は役務が電子出願システム中の



参考商品名／役務名と一致した場合は、納付すべき料金が1区分につき前記納付料から更に300元引き下げた金額をとされる。

第3条 登録における納付すべき料金は、次の通りである。

- 1、 商標または団体商標に関し、1区分につき、2,500元とする。
- 2、 団体標章または証明標章に関し、1件につき、2,500元とする。

本法における2011年5月31日付の改正条文の施行前に、登録料を二期で納付した場合は、第二期の納付すべき登録料は次の通りである。

- 1、 商標または団体商標に関し、1区分につき、1,500元とする。
- 2、 団体標章または証明標章に関し、1件につき、1,500元とする。

第4条 商標権存続期間の延長申請における納付すべき料金は、次の通りである。

- 1、 商標または団体商標に関し、1区分につき、4,000元とする。
- 2、 団体標章または証明標章に関し、1件につき、4,000元とする。

商標権の存続期間延長査定の通知前にその申請を棄却する場合は、その既に納付した延長申請料金を返還することができるとする。

第5条 分割出願における納付すべき料金は、次の通りである：

- 1、 登録出願案に対し、その分割により増加した件の数に基づいて計算し、1件につき、2,000元とする。
- 2、 商標権、証明標章権または団体商標権に対し、その分割により増加した件の数に基づいて計算し、1件につき2,000元とする。
- 3、 商標権、証明標章権または団体商標権に対し、異議、評定（無効審判）または廃止の確定前に分割出願をする場合は、前項の



規定に従って計算し、更に2,000元を加算した金額とする。

第6条

その他の申請における納付すべき料金は、次の通りである。

- 1、登録出願事項または登録事項の変更申請に関し、1件につき、500元とする；同一事項への変更を申請する変更申請案が複数である場合は、納付料が変更申請案件の数に基づいて計算される。
- 2、登録商標での指定商品または指定役務の品目への減少申請に関し、1件につき、500元とする。
- 3、許諾または再許諾の登録申請に関し、1件につき2,000元とする；同一事項への登録を申請する登録申請案が複数である場合は、納付料が登録申請案件の数に基づいて計算される。再許諾登録の場合でも、同様にする。
- 4、許諾登録または再許諾登録への廃止申請に関し、1件につき、2,000元とする。
- 5、移転の登録申請に関し、1件につき、2,000元とする；同一事項への移転を登録申請する移転登録申請案が複数である場合は、納付料が移転登録申請案件の数に基づいて計算される。
- 6、質権設定の登録申請に関し、1件につき、2,000元とする。
- 7、質権消滅の登録申請に関し、1件につき、1,000元とする。
- 8、異議の申請に関し、1件につき、4,000元とする。
- 9、評定（無効審判）の申請に関し、1件につき、7,000元とする。
- 10、廃止の申請に関し、1件につき7,000元とする。
- 11、異議、評定（無効審判）または廃止の参加申請に関し、1件につき2,000元とする。
- 12、証明書類の発行申請に関し、各種ごとに1部につき、500元とする。
- 13、ファイル閲覧の申請に関し、1件につき、500元とする。

第7条

登録証の再発行または更新の申請に関し、1件につき、500元とする。



遠 碩 専 利 師 事 務 所
Lewis & Davis Patent Attorneys Office

第 8 条 本標準は、2012年7月1日から施行されるとする。

Lewis & Davis